

# 資料1-2

## 占冠村の宿泊税

---

令和7年1月27日

～企画商工課 地域振興対策室～

# 占冠村宿泊税導入の基本的な姿勢

---

## 占冠村が持続可能な村であるために

占冠村の基幹産業である観光は、交流人口の増加などによる賑わいの創出や消費の拡大など幅広い経済効果をもたらすことが期待されています。

占冠村の更なる発展のためには、宿泊者の満足度や利便性を高め、さらに多くの人々が占冠村を訪れることにより地域経済と観光振興の好循環を生み出していくことが重要です。

このため、観光施策の効果を享受する宿泊者に広く新税の負担を求めることで安定的な財源を確保し、好循環を醸成する施策展開を図ってまいります。

# 占冠村宿泊税導入に向けてのこれまでの経過

## 協議会等

|                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 令和6年9月4日          | 占冠村議会全員協議会                        |
| 令和6年9月10日         | 総務省打ち合わせ                          |
| 令和6年9月30日         | 第1回占冠村の宿泊税に関する協議会                 |
| 令和6年10月8日<br>～11日 | 村内事業者訪問 制度の説明とアンケート依頼             |
| 令和6年10月17日～       | 住民懇談会                             |
| 令和6年10月29日        | 第2回占冠村の宿泊税に関する協議会                 |
| 令和6年11月28日        | 占冠村議会全員協議会                        |
| 令和6年11月29日        | 第3回占冠村の宿泊税に関する協議会                 |
| 令和6年12月18日～       | 占冠村の宿泊税に関するパブリックコメント<br>旭川地方検察庁協議 |
| 令和7年1月27日         | 第4回占冠村の宿泊税に関する協議会                 |

# 占冠村宿泊税導入に向けてのこれまでの経過

## 協議会委員

|    |                  |      |
|----|------------------|------|
| 会長 | 占冠村副村長           | 松永英敬 |
| 委員 | NPO法 占冠・村づくり観光協会 | 盛川敬輔 |
| 委員 | 占冠村商工会           | 児玉真澄 |
| 委員 | 星野リゾート トマム       | 越湖博史 |
| 委員 | クラブメッド北海道 トマム    | 行谷千絵 |

(敬称略)

## 1 占冠村の人口の減少

- 1) 日本全国において人口減少が進んでいます。占冠村も例外ではなく将来的な人口減少が懸念されます。
- 2) 現時点の占冠村人口の推移の特徴として、リゾート関係職員の異動によるところが大きいことが挙げられます。
- 3) 人口の減少と高齢化の進展に伴い、税収入の減少は想像に難くありません。

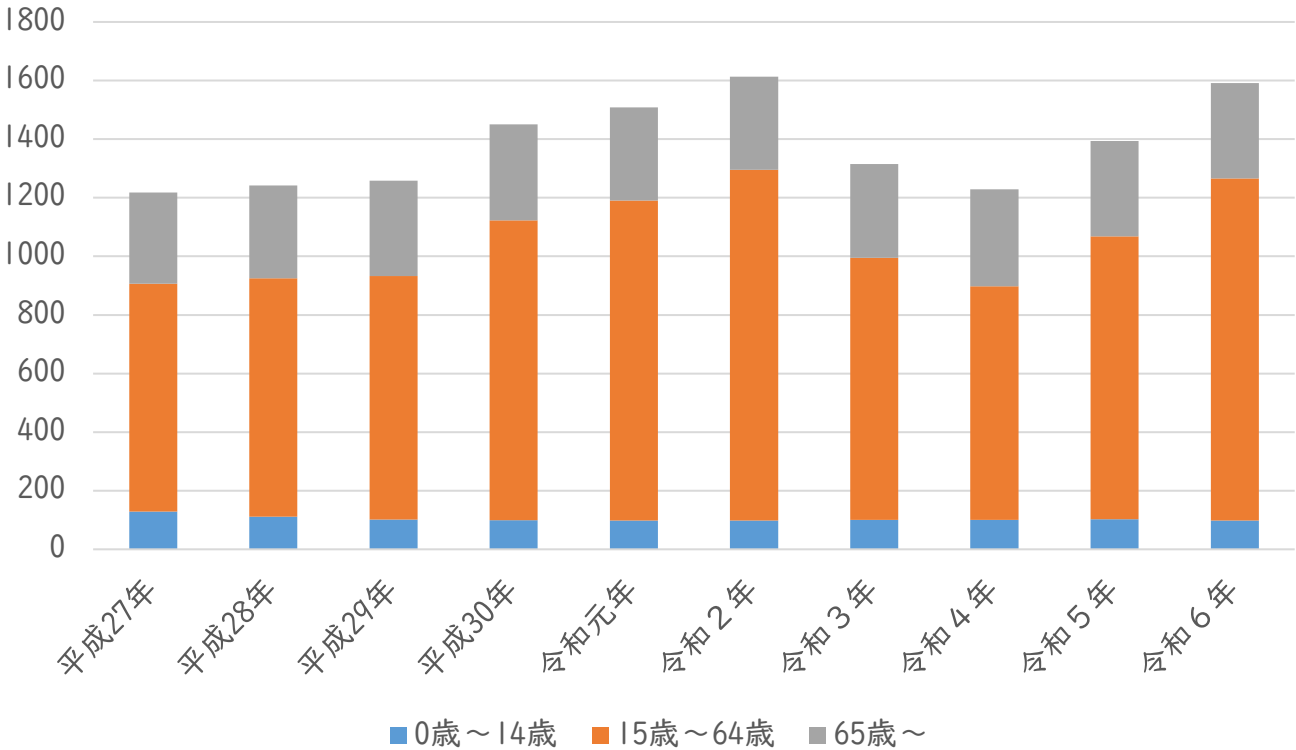
## 2 占冠村の観光施策の課題

- 1) 占冠村の観光施設の老朽や交通など、観光インフラに対する課題が山積しています。
- 2) 新型コロナウイルス感染症の拡大により占冠村の観光業界にも非常に大きな打撃を受けました。現在は観光活動が戻りつつあり回復傾向にあります。
- 3) コロナ禍以降、外国人観光客や占冠村に居住するリゾート関係職員の外国人が増えています。その人々への対応が追い付いていないという現状にあります。
- 4) 観光振興財源の確保と魅力づくりを進めていくための人材育成や確保が求められています。

# 占冠村の概要 ～人口①～

占冠村の人口の推移です。令和3年、令和4年と減少傾向にありましたが、令和5年に人口が増加しています。

占冠村の人口の推移（1月1日現在）



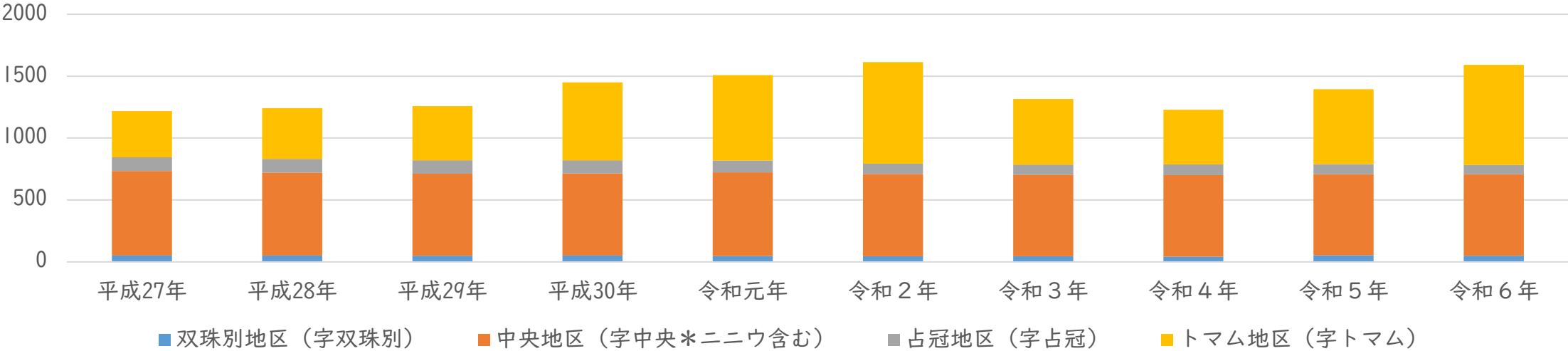
単位：人

|       | 0～14歳 | 15～64歳 | 65歳以上<br>(うち80歳以上) | 合計   |
|-------|-------|--------|--------------------|------|
| 平成27年 | 129   | 778    | 311 (104)          | 1218 |
| 平成28年 | 112   | 813    | 317 (116)          | 1242 |
| 平成29年 | 102   | 831    | 325 (123)          | 1258 |
| 平成30年 | 100   | 1023   | 327 (122)          | 1450 |
| 令和元年  | 98    | 1093   | 317 (112)          | 1508 |
| 令和2年  | 98    | 1197   | 318 (115)          | 1613 |
| 令和3年  | 101   | 894    | 320 (114)          | 1315 |
| 令和4年  | 101   | 797    | 331 (117)          | 1229 |
| 令和5年  | 130   | 970    | 294 (114)          | 1394 |
| 令和6年  | 98    | 1168   | 325 (112)          | 1591 |

# 占冠村の概要 ～人口②～

占冠村の地区別の人口の推移です。トマム地区の人口増減の動きが大きく、リゾート関係職員の異動と推測することができます。

地区別人口（1月1日現在）



占冠村の人口構成（1月1日現在）

（単位：人）

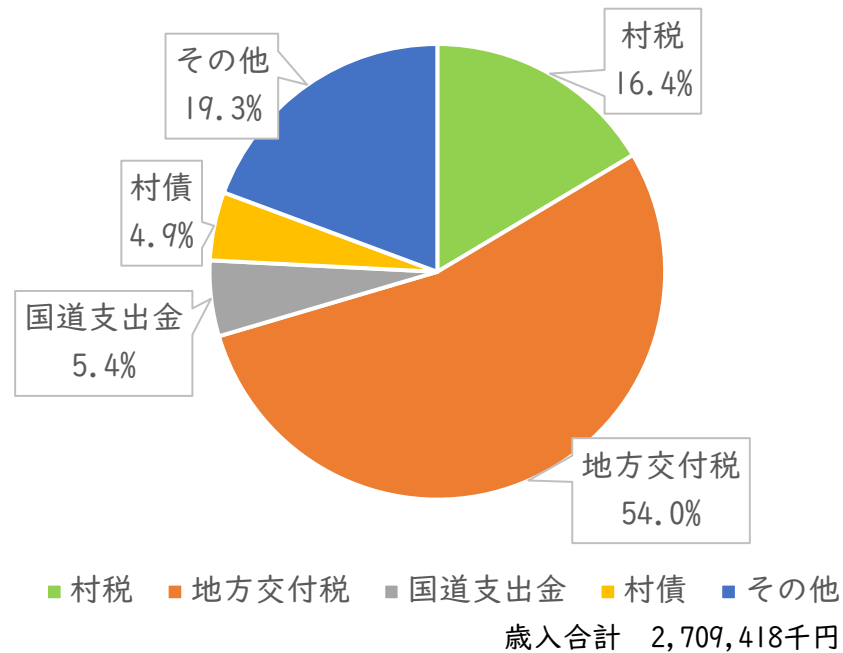
|     | 平27  | 平28  | 平29  | 平30  | 令元   | 令2   | 令3   | 令4   | 令5   | 令6   |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 合計  | 1591 | 1242 | 1258 | 1450 | 1508 | 1613 | 1315 | 1229 | 1394 | 1591 |
| 日本人 | 1053 | 1128 | 1114 | 1121 | 1115 | 1097 | 1092 | 1080 | 1073 | 1053 |
| 外国人 | 539  | 114  | 144  | 329  | 393  | 516  | 223  | 149  | 321  | 538  |

# 占冠村の概要 ～財政①～

P 4

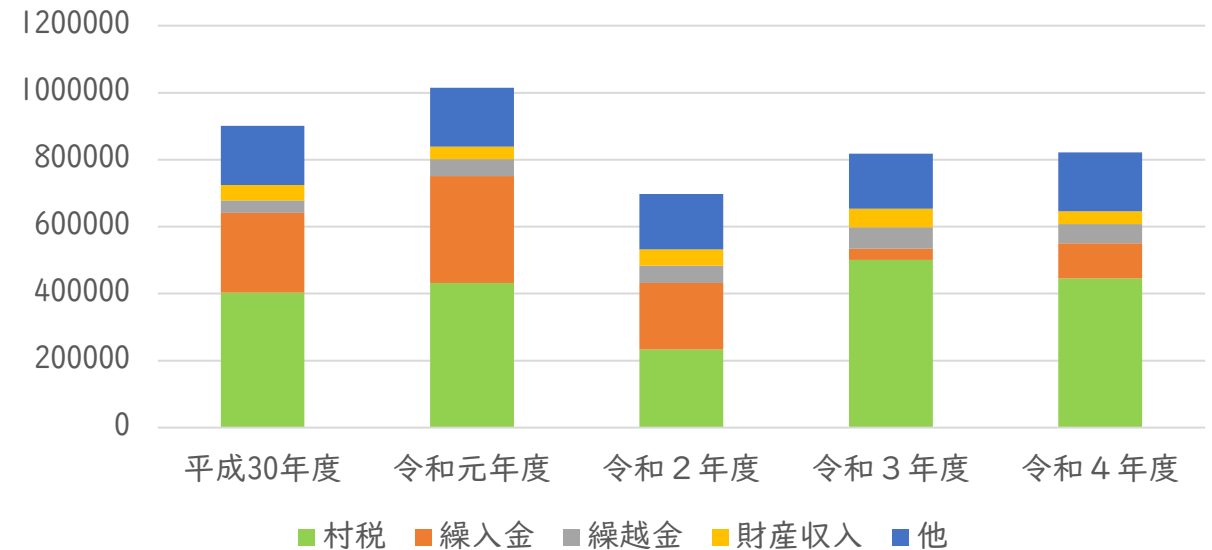
占冠村の令和4年度の占冠村歳入歳出の決算状況です。  
歳入のうち地方交付税が全体の約6割の54.0%、村税が16.4%となっています。  
歳出については、観光に係りのある商工振興費と観光費は全体の5.1%となっています。

## 占冠村の歳入（令和4年度決算）



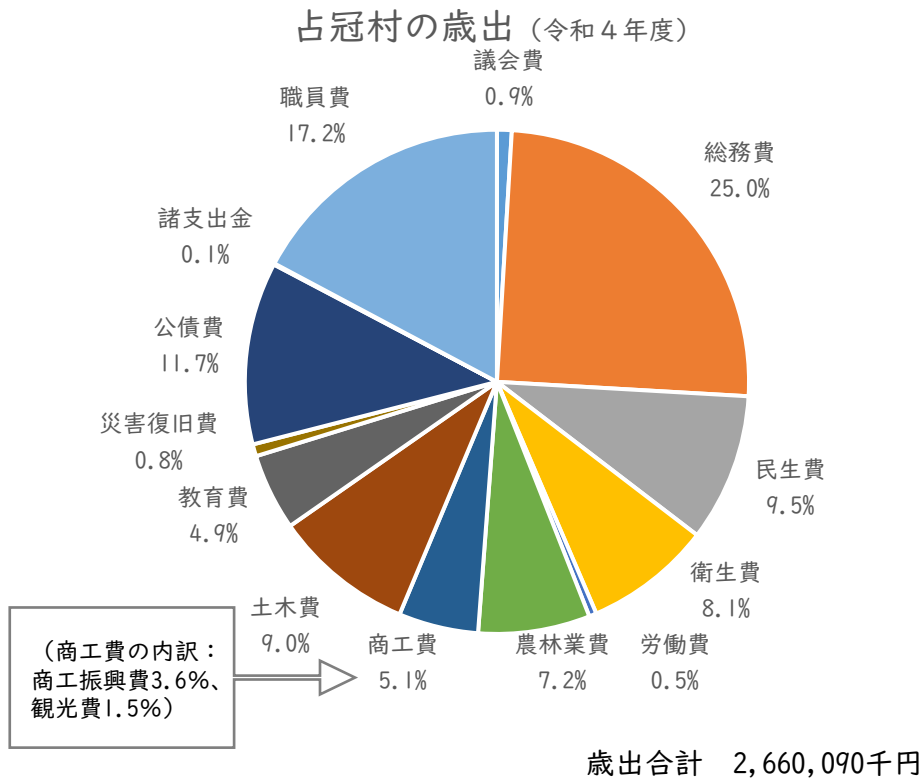
## 自主財源の推移

（単位：千円）



# 占冠村の概要 ～財政②～

占冠村の令和4年度の占冠村歳入歳出の決算状況です。  
歳入のうち地方交付税が全体の約6割の54.0%、村税が16.4%となっています。  
歳出については、観光に係りのある商工振興費と観光費は全体の5.1%となっています。



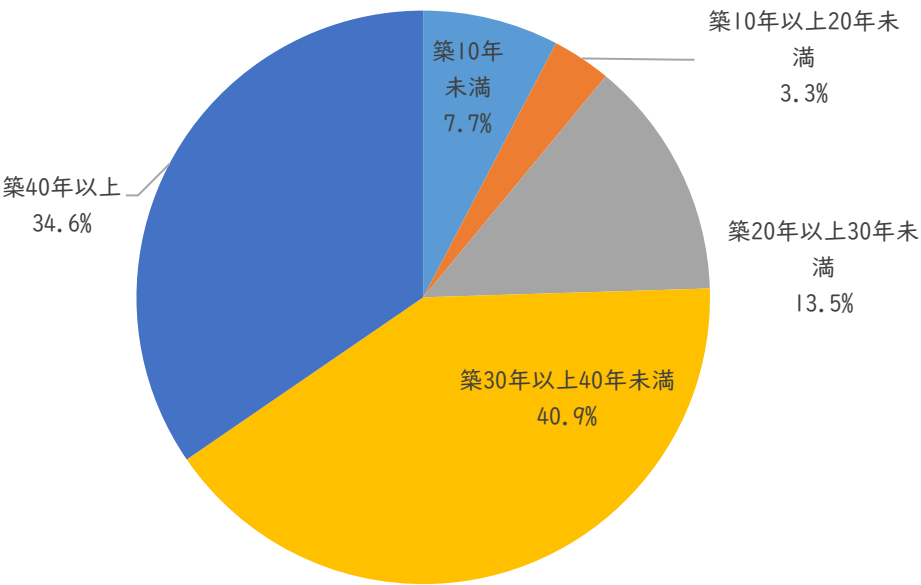
## 観光振興に係る経費の事例

|                |          |
|----------------|----------|
| ①道の駅運営         | 16,303千円 |
| 生活情報センター管理費    | 162千円    |
| ②湯の沢温泉運営       | 13,482千円 |
| ③観光協会運営費       | 5,180千円  |
| ④商工会運営費        | 8,400千円  |
| ⑤物産館管理         | 2,681千円  |
| ⑥赤岩線巖峡管理費      | 1,925千円  |
| ⑦各種団体への運営補助金など | 9,065千円  |
| 合計             | 57,197千円 |

# 占冠村の概要 ～公共施設～

占冠村の全施設の状況です。  
築40年を経過した公共施設は全体の34.6%を占めています。老朽が進行する施設が今後増えていき改修等が必要になっていきます。

占冠村の施設の状況

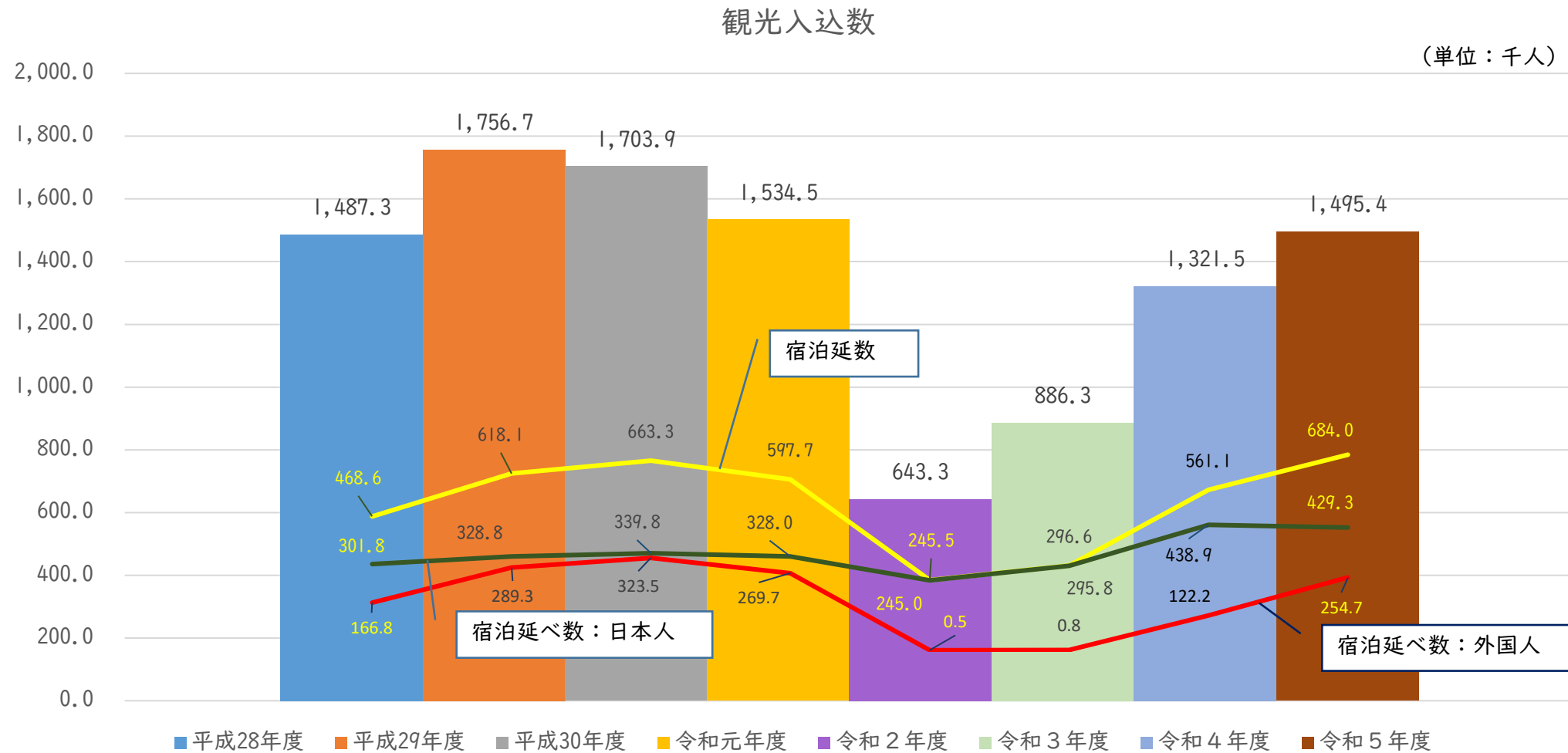


| 施設分類             | 施設数<br>(棟) | 施設分類   | 施設数<br>(棟) |
|------------------|------------|--------|------------|
| 村民文化系施設          | 5          | 医療施設   | 6          |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 26         | 行政系施設  | 5          |
| 産業系施設            | 1          | 公営住宅等  | 70         |
| 学校教育系施設          | 8          | 公園     | 1          |
| 子育て支援施設          | 2          | 供給処理施設 | 10         |
| 保健・福祉施設          | 2          | その他    | 8          |
|                  |            | 合 計    | 144        |

《参考：占冠村公共施設総合管理計画  
平成29年策定、令和4年、令和5年改訂》

# 占冠村の概要 ～観光入込～

P 7



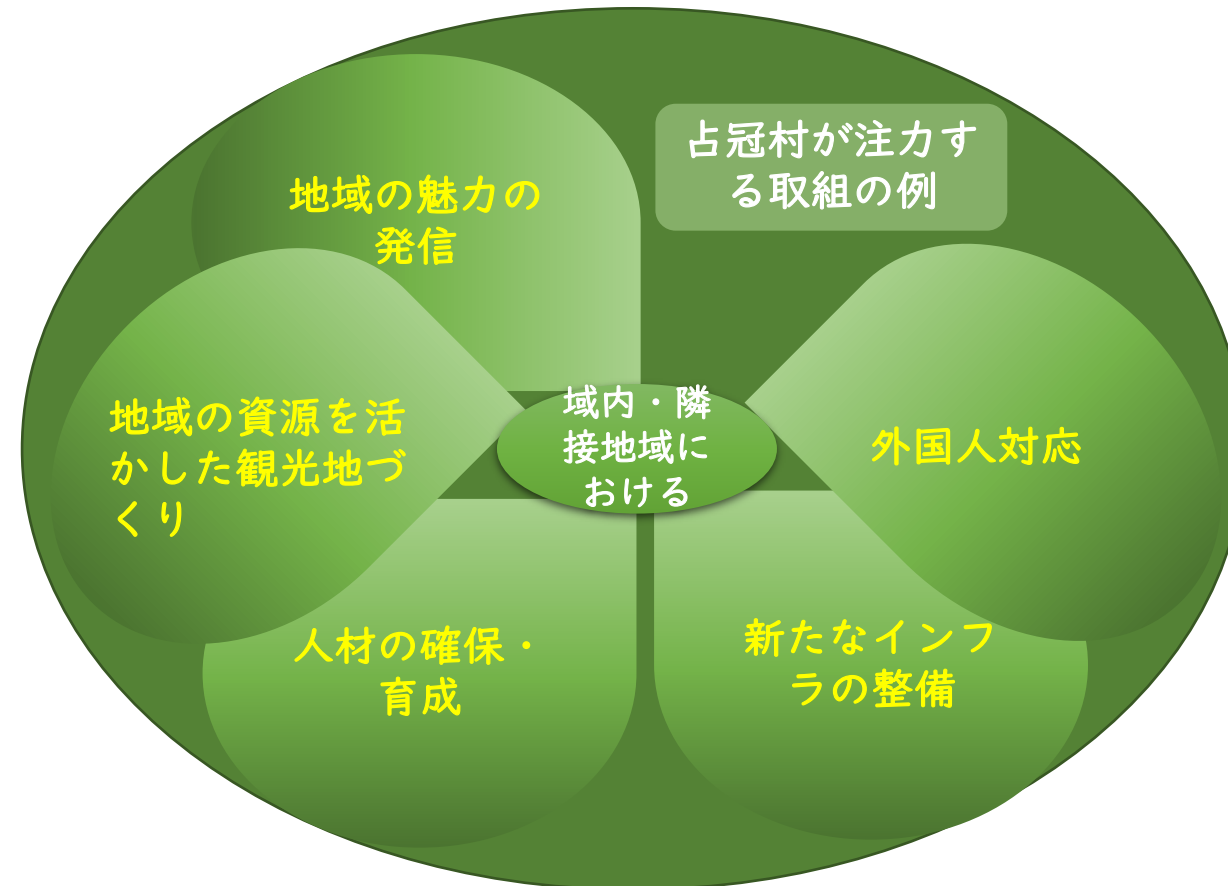
《参考：北海道観光入込客数調査報告書（北海道庁）》

# 占冠村宿泊税導入の目的と使途

P 8

## 目的

緑豊かな占冠村の魅力を高め北海道内でも誇れるリゾートを持つ自治体として持続的に観光振興に取り組むための費用に充当する



占冠村の観光施策の継続と占冠村の観光環境において抱える課題の対応や既存施策の充実などに充当をしていきたいと考えています。

## 1 地域の資源を活かした観光地づくり

「道の駅」自然体感しむかっぷ運営、湯の沢保養施設（温泉）運営 など

## 2 地域の魅力の発信

占冠・村づくり観光協会運営補助事業、イベント支援、占冠村特産品開発等事業 など

## 3 人材の確保・育成

観光人材の育成等、商工会運営補助事業、民間住宅建築補助事業、子ども応援住宅支援事業 など

## 4 新たなインフラの整備

救急医療体制の整備、廃棄物処理対策、多か国言語観光デジタルサイネージ など

## 5 外国人対応

多か国言語の案内（バス、ごみ分別、災害、医療など生活に必要なもの）作成事業、デジタルパンフレットなどデジタルに対応していく環境づくり、外国人観光客受入れ体制の整備 など

# 新税の導入を検討する際の基本的な考え方①

P 10

＜法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（抄）地方公共団体の自主財源の比較検討＞  
（平15・11・11総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知）

## 第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

### 1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

### 2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策（財政施策および租税施策を含む。）のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

# 新税の導入を検討する際の基本的な考え方②

＜法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（抄）地方公共団体の自主財源の比較検討＞  
（平15・11・11総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知）

## 第5 法定外税の検討に際しての留意事項

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- （1）地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- （2）地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- （3）法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- （4）法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日総税企第73号）を踏まえて意見聴取を実施すること。

# 新税の財源の検討①

税以外に可能な財源はあるのかの検討

| 種類         |      | 内容                                                                                                | 安定性・継続性                                                 | 受益と負担                                                                            |
|------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 地方税        | 法定外税 | 地方団体の特殊事情を勘案して、当該地方団体が設けることができるとされているもので、総務大臣の同意を得たうえで課税することができる                                  | ・対象者の設定により規模の確保は可能<br>・安定的、継続的な確保が可能                    | 観光施策のための目的税とした場合は、対象者の設定により受益者負担を明確にすることが可能。普通税とした場合は、受益者負担の説明が困難                |
|            | 超過課税 | 地方団体が課税する場合に、財政上その他の必要があると認める場合において、標準税率を超えた税率で課税することができる。ただし、制限税率が設けられている税目については、その税率を超えることができない | ・対象者の設定により規模の確保は可能<br>・安定的、継続的な確保が可能                    | 観光施策のために村民税や固定資産税、軽自動車税に超過税率で課税することの理解を得ることは困難。<br>入湯税は対象者の設定により受益者負担を明確にすることが可能 |
| 分担金<br>負担金 |      | 地方公共団体が行う特定の事業により特に利益を受ける者から、その事業に要する経費に充てるため、受益の限度の範囲で徴収することができるもの                               | ・受益者を個別に特定する必要がある、規模は限定的<br>・事業には期限等が考えられるため、継続的な確保は難しい | 観光に係る事業の受益者を特定することはできない                                                          |
| 使用料        |      | 行政財産の使用又は公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの                                                               | ・施設等の使用者や利用者に限定されるため、規模は限定的<br>・安定的、継続的な確保が可能           | 施設利用の反対給付として徴収するという性質から、観光関連施設の使用料を値上げすることは、受益者負担を明確にすることは可能。しかし、規模が限られる         |
| 手数料        |      | 特定の者に提供する役務に対し、その費用の対価として徴収するもの                                                                   | ・役務の提供先に限定されるため、規模は限定的<br>・安定的、継続的な確保が可能                | 役務の対価として徴収するという性質から、受益者である観光客に対する手数料というのは不向き                                     |
| 寄附金        |      | 無償で金銭その他の財産を提供するもの                                                                                | ・善意や協力に基づくため規模は限定的<br>・安定的、規模的な確保は難しい                   | 善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない                                                     |

## 税以外からの財源確保

分担金・負担金、使用料、手数料、寄附金において、いずれも、歳入の規模や、受益と負担を伴うこと、さらに寄附金においては継続性が伴わないことから、観光施策としての財源としては適していないものであると捉えています。

以上のことから、税以外からの財源確保は適当ではないと考えることができます。

## ■地方税法抜粋

### (市町村が課することができる税目)

第五条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- 一 市町村民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 市町村たばこ税
- 五 鉱産税
- 六 特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 指定都市等（第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。）は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- 一 都市計画税
- 二 水利地益税
- 三 共同施設税
- 四 宅地開発税
- 五 国民健康保険税

7 市町村は、第四項及び第五項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

## 税からの財源確保

地方税法第5条第7項の規定により、市町村では法に規定されていない項目を起こして条例で定めて目的税として課税をすることができ、また、目的税であることから、その用途も限定されています。以上のことから、新たな観光施策の財源として適していると考えられます。

# 占冠村の課税要件の概要①

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |     |              |      |              |      |               |       |               |      |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|--------------|------|--------------|------|---------------|-------|---------------|------|
| 課税客体          | 占冠村に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為<br>・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所<br>・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）                                                                                                                                                                                        |             |     |              |      |              |      |               |       |               |      |
| 納税義務者         | 納税義務者は宿泊施設への宿泊者                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |     |              |      |              |      |               |       |               |      |
| 課税標準          | 課税標準は宿泊施設への宿泊数                                                                                                                                                                                                                                                                   |             |     |              |      |              |      |               |       |               |      |
| 特別徴収義務者       | 旅館業または住宅宿泊事業を営む者<br>宿泊税の徴収について便宜を有する者                                                                                                                                                                                                                                            |             |     |              |      |              |      |               |       |               |      |
| 徴収方法          | 特別徴収                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |     |              |      |              |      |               |       |               |      |
| 申告期限          | 表に掲げる期間に、徴収すべき宿泊税を納期限までに納入申告書を提出するとともに納入 <table><tr><td>宿泊税を徴収すべき期間</td><td>納期限</td></tr><tr><td>3月1日から5月末日まで</td><td>6月末日</td></tr><tr><td>6月1日から8月末日まで</td><td>9月末日</td></tr><tr><td>9月1日から11月末日まで</td><td>12月末日</td></tr><tr><td>12月1日から2月末日まで</td><td>3月末日</td></tr></table> | 宿泊税を徴収すべき期間 | 納期限 | 3月1日から5月末日まで | 6月末日 | 6月1日から8月末日まで | 9月末日 | 9月1日から11月末日まで | 12月末日 | 12月1日から2月末日まで | 3月末日 |
| 宿泊税を徴収すべき期間   | 納期限                                                                                                                                                                                                                                                                              |             |     |              |      |              |      |               |       |               |      |
| 3月1日から5月末日まで  | 6月末日                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |     |              |      |              |      |               |       |               |      |
| 6月1日から8月末日まで  | 9月末日                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |     |              |      |              |      |               |       |               |      |
| 9月1日から11月末日まで | 12月末日                                                                                                                                                                                                                                                                            |             |     |              |      |              |      |               |       |               |      |
| 12月1日から2月末日まで | 3月末日                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |     |              |      |              |      |               |       |               |      |

# 占冠村の課税要件の概要②

P17

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |       |      |            |      |       |      |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|------------|------|-------|------|
| 税率           | 一人一泊の宿泊料金 <table><tr><td>2万円未満</td><td>100円</td></tr><tr><td>2万円以上5万円未満</td><td>200円</td></tr><tr><td>5万円以上</td><td>500円</td></tr></table> <p>※宿泊料金は素泊まり料金</p>                                                                                                                                                                                                                          | 2万円未満 | 100円 | 2万円以上5万円未満 | 200円 | 5万円以上 | 500円 |
| 2万円未満        | 100円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |       |      |            |      |       |      |
| 2万円以上5万円未満   | 200円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |       |      |            |      |       |      |
| 5万円以上        | 500円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |       |      |            |      |       |      |
| 免税点          | 設定しない                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |      |            |      |       |      |
| 課税免除         | <ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育法第1条に規定する学校（大学除く）及びこれらに相当する各学校段階において教育を行っている法律に規定する学校、施設が行う修学旅行やその他学校行事等に参加する者及び引率者による宿泊行為とする</li><li>・児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及び、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設が主催する行事に参加する3歳以上の幼児、引率者</li><li>・上記2つに該当する機関の修学旅行やその他の学校行事または行事の引率者</li></ul> |       |      |            |      |       |      |
| 検討（見直し等）     | 条例施行後5年を目途として見直しを行う                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |       |      |            |      |       |      |
| 宿泊税特別徴収事務交付金 | 納期内納入額の3.5%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |      |            |      |       |      |

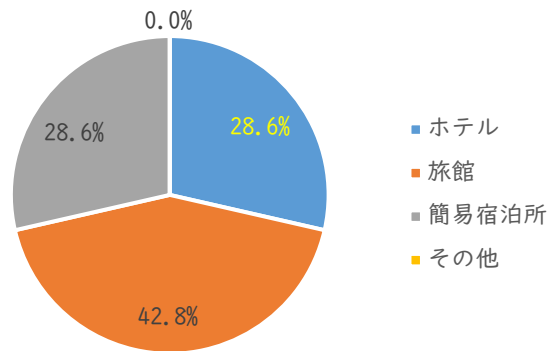
# 占冠村における宿泊税導入の検討に関するアンケート結果①

P18

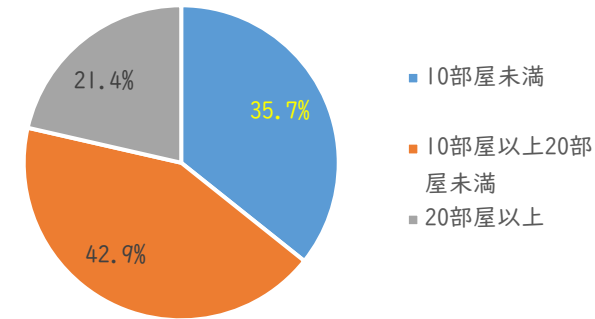
【実施期間】 令和6年10月8日～10月11日  
【対象事業者】 14事業者

## 1. 施設について

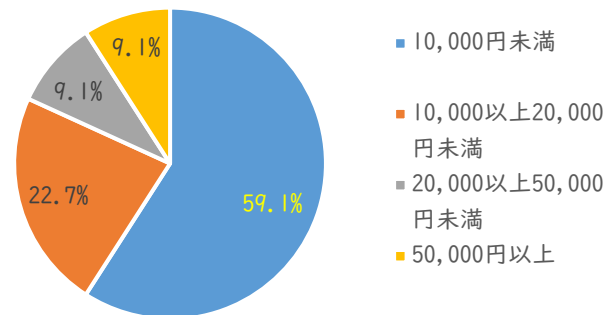
### (1) 施設の種別



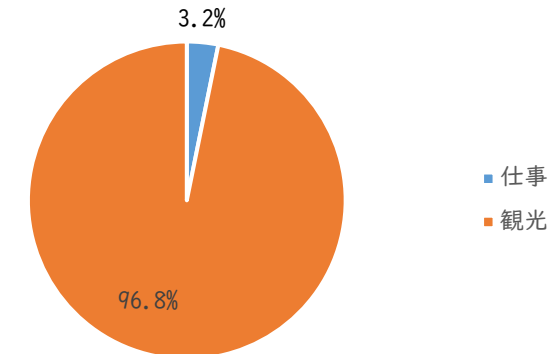
### (2) 部屋数



### (3) 施設における宿泊料金区分に該当する部屋の有無



### (4) 宿泊されるお客様の区分

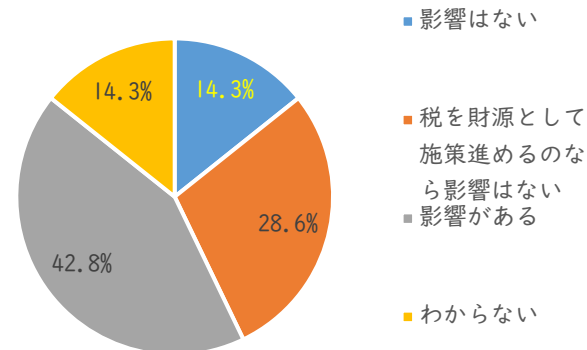


# 占冠村における宿泊税導入の検討に関するアンケート結果②

P19

## 2. 宿泊税を導入した場合の影響について

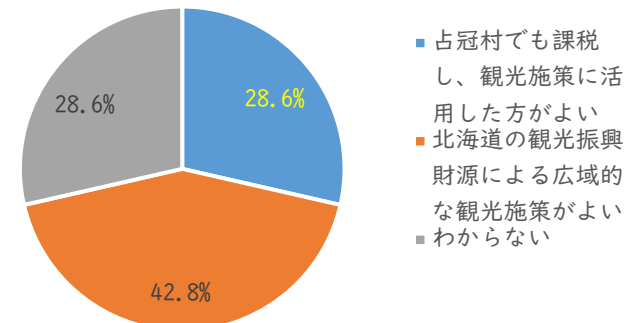
(1) 宿泊税を導入した場合、宿泊者数などに影響はあるか



※「影響がある」と答えた理由  
・仕事関係の宿泊者が多いため

## 3. 占冠村の宿泊税の独自課税の導入について

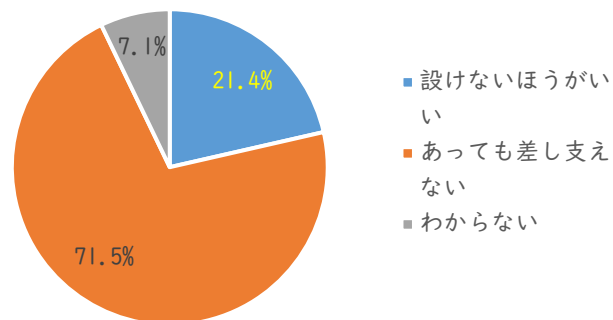
(1) 占冠村が独自で宿泊税を導入することについて



※「北海道の新たな観光振興財源により、広域的な観点からの観光施策がよい」と答えた理由  
・道が宿泊税を集め市町村に配分し独自に事業を施行することが良い

## 4. 宿泊税の税額について

(1) 宿泊料金により税率（税額）が異なる仕組みについて



※回答を選択した理由

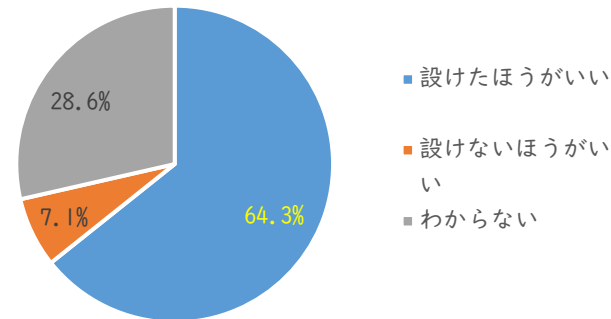
- 設けないほうがいい
  - ・非課税があるべき
  - ・宿泊料金に応じて異なる金額が請求される場合、特にシステムでプログラミングする場合には、お客様を混乱させる可能性があると考えます
  - ・設定区分した際の説明理由を明確にしたい（顧客への説明）
  - ・集計や設定に多くの労力が発生してしまう
  - ・区分がなくても納税額はそれほど変わらない
- あっても差し支えない
  - ・宿泊料が多いお客様はそれなりに負担するとよい
  - ・インバウンド対応や税の公平性のため
  - ・宿泊料が安ければ宿泊税が安くなるように区分をしていただけると幸いです

# 占冠村における宿泊税導入の検討に関するアンケート結果③

P 20

## 5. 宿泊税の課税免除について

(1) 宿泊（素泊まり）料金の段階により課税免除とすることについて



※回答を選択した理由

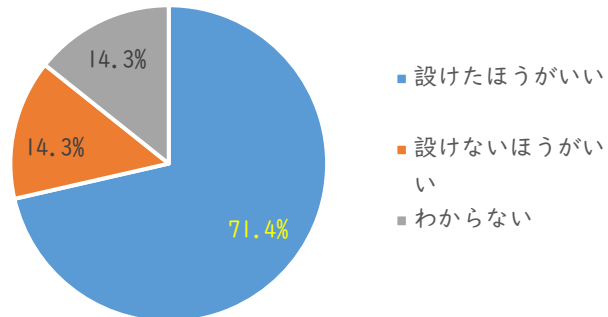
■ 設けたほうがいい

- ・低額料金は非課税が良い
- ・仕事関係者が多いため
- ・一部屋1.5万円以下は非課税でお願いします

■ 設けないほうがいい

- ・税の公平性を保つため
- ・わからない
- ・お客様がどの金額体系に属するか、わかりにくい場合がある
- ・東京都、大阪府が免除にしている理由が知りたい。その内容次第で検討したい

(2) 修学旅行などに参加する学生・引率者の課税免除について



※回答を選択した理由

■ 設けたほうがいい

- ・教育旅行は生徒の意思で行うものではない。課税免除が相応
- ・修学旅行の予算が決まっているので課税免除しなければ宿泊が減少してしまう

■ 設けないほうがいい

- ・宿泊税は公平に課税するほうが良い

■ わからない

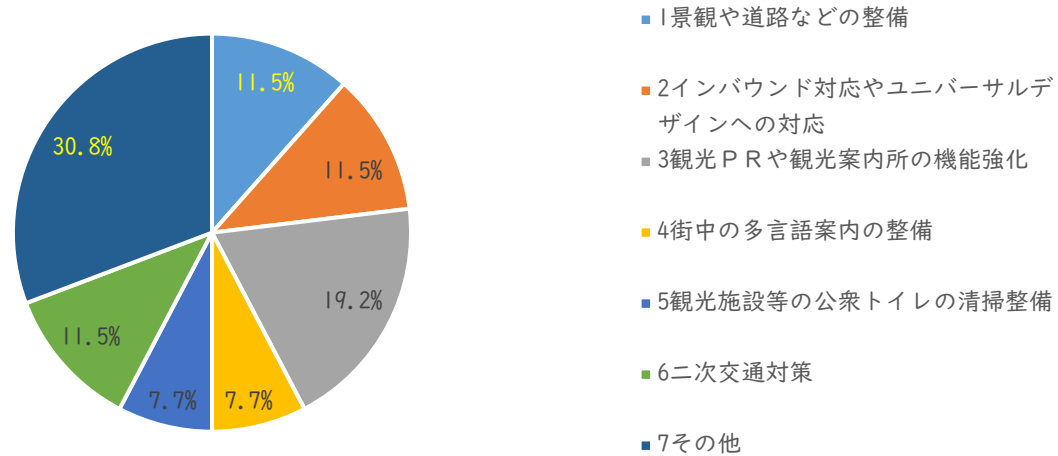
- ・修学旅行などの宿泊はない
- ・修学旅行は受け入れておらず、3（わからない/何ともいえない）にしました

# 占冠村における宿泊税導入の検討に関するアンケート結果④

P21

## 6. 宿泊税の使い道について伺います。

(1) 宿泊税の使い道として望ましいと思うもの  
(複数選択可能)



※その他の記載

- ・ 宿泊税の使い道・目的を一番に、駅にエレベーターの設置、次の目的は検討してもらう
- ・ 宿泊施設
- ・ JRトマム駅整備（エレベーター）目に見える税の施行を願いたい
- ・ 観光振興全般
- ・ トマム駅
- ・ ごみ処理場